

平成 29 年度 国民体育大会等派遣費支給要領

1 趣 旨

本県の体育・スポーツ振興を図るため、国民体育大会等に参加する選手・監督及び関係競技団体に対し公益財団法人青森県体育協会が派遣費を支給するものとし、その要領を定める。

2 対象となる大会

(1) 東北総合体育大会

(2) 国民体育大会

ア 国民体育大会本大会(以下「本大会」という。)

イ 国民体育大会冬季大会(以下「冬季大会」という。)

3 派遣費の区分

派遣費の区分は、交通費、宿泊費、服装費及び運搬費とする。

4 支給基準及び金額

(1) 交通費、宿泊費及び服装費は、上記大会の実施要項で定められた参加者に対し支給する。

(2) 交通費は、次の基準により算出した 1 人当りの額に参加人員を乗じた額を支給する。

ア 東北総合体育大会

青森駅から各競技開催地最寄駅までの運賃（少年種別は学生割引）及び急行料金（片道 50km 以上）、特別急行料金（片道 100km 以上）の往復分を上限とする。

また、船賃が必要な場合は、乗船に要する運賃（階級に区分される場合は最下級の運賃）の往復分を上限とする。

なお、競技会場が本県内の場合は、支給しない。

イ 国民体育大会（本大会、冬季大会）

青森駅から各競技開催地最寄駅までの運賃（国体割引）及び急行料金（片道 50km 以上）、特別急行料金（片道 100km 以上）の往復分を上限とする。

また、船賃が必要な場合は、乗船に要する運賃（階級に区分される場合は最下級の運賃）の往復分を上限とする。

(3) 宿泊費は、各大会実行委員会が定める宿泊料金をもとに、下記により算出した 1 人当りの額に参加人数を乗じた額を支給する。

ア 東北総合体育大会

【表 1】料金（1 泊）× 2 泊以内

（配宿された宿舍の区分により、1 泊の単価は【表 1】のとおりとする）

【表 1】

東北総合体育大会 区 分		宿 泊 料 金 (1 泊 2 食・税込)
選 手	A	7, 5 6 0 円
監 督	B	8, 6 4 0 円

イ 国民体育大会 本大会

【表 2】料金（1 泊）× 6 泊以内

（配宿された宿舍の区分により、1 泊の単価は【表 2】のとおりとする）

【表 2】

国民体育大会本大会 区 分		宿 泊 料 金 (1 泊 2 食・税込)
選 手 監 督	民 泊 等	8, 3 1 6 円
	営 業 宿 泊 施 設	2, 1 6 0 円 ～ 1 6, 2 0 0 円

(注) ・民泊等とは、旅館業法の規定に基づく営業許可を有しない民家、寮、研修所、公民館等の転用施設及び公共の施設で低料金利用可能な施設をいう。

・民泊等の消費税は、課税対象施設でのみ課税するものとする。

・営業宿泊施設における「1 泊 2 食」料金（税込）は 5 4 0 円刻み。

ウ 国民体育大会冬季大会

スケート競技会

【表3】料金（1泊）×5泊以内

アイスホッケー競技会

【表4】料金（1泊）×5泊以内

スキー競技会

【表5】料金（1泊）×4泊以内

（配宿された宿舎の区分により、1泊の単価は【表3】から【表5】のとおりとする。）

【表3】

国民体育大会冬季大会スケート競技会 区 分		宿 泊 料 金 (1泊2食・税込)
選手・監督	営業宿泊施設	6,480円～14,040円

・営業宿泊施設における「1泊2食」料金（税込）は540円刻み。

【表4】

国民体育大会冬季大会アイスホッケー競技会 区 分		宿 泊 料 金 (1泊2食・税込)
選手・監督	営業宿泊施設	11,100円～14,040円

【表5】

国民体育大会冬季大会スキー競技会 区 分		宿 泊 料 金 (1泊2食・税込)
選手・監督	営業宿泊施設	6,480円～14,040円

・営業宿泊施設における「1泊2食」料金（税込）は540円刻み。

- (4) 服装費は、前記大会の実施要項で定められた参加者に対し【表6】の金額を支給する。但し、本大会については、帽子・上着・スラックスをセットで購入した場合に限る。

【表6】

大 会 名	金 額 (1人当たり)
国民体育大会 本大会	7,000円
国民体育大会 冬季大会	12,000円

- (5) 運搬費は、【表7】に掲げる用具等の運搬に要する経費相当額を関係競技団体に対して支給する。

【表7】

大 会 名	競 技 名	支 給 内 容
東北総合体育大会	馬術	競技用馬匹の運搬に要する経費の3分の1
国民体育大会 本大会	馬術	競技用馬匹の運搬に要する経費の3分の1
	セーリング	艇の運搬に要する経費の3分の1

5 支給方法

- (1) 交通費、宿泊費、服装費は、各競技団体会長名義の口座に概算払いで口座振込みする。
- (2) 前項により、概算払いで振込みをする額は交通費及び宿泊費（【表 8】の宿泊数で積算した額）、服装費とする。
- (3) 各競技団体は、振り込みされた交通費、宿泊費、服装費を選手・監督に支給する。
- (4) 運搬費は、関係競技団体から提出される運搬費領収書（第 7 号様式）の実績額をもとに、支給基準により算出した額を口座振込みする。

【表 8】

大会名	宿泊数
東北総合体育大会	2泊
国民体育大会 本大会	4泊
国民体育大会 冬季大会	
スケート、アイスホッケー競技会	4泊
スキー競技会	3泊

6 派遣費の精算

競技団体は、各大会終了後速やかに精算を行うものとする。

- (1) 交通費は、4の支給基準により算出した額を上限額とし、経路、移動方法等の変更により返納額が生じた場合は、精算により返納を行う。
- (2) 宿泊費は、【表 8】の宿泊数以内に競技が終了した場合でも競技分析等のために宿泊した場合は、支給の対象とする。
また、勝ち進むことにより宿泊が必要になった場合は、精算により追加支給する。その場合、原則として開始式又は競技開始日の前日から競技終了日までの宿泊を対象とする。但し、総合開閉会式に参加する必要のある場合は、総合開会式にあつては前日、総合閉会式にあつては当日の宿泊を対象とする。
- (3) 大会宿泊要項等に定められた欠食控除の適用を受けた時は、宿泊費の減額があつた場合であっても、減額前の宿泊料金を支給することができる。
- (4) 競技団体は、各大会終了後速やかに下記様式により派遣費の精算を行うものとする。
 - ア 東北総合体育大会派遣費精算書（第 1 号様式）
 - イ 東北総合体育大会派遣費精算内訳（第 2 号様式）
 - ウ 国民体育大会派遣費精算書（第 3 号様式）
 - エ 国民体育大会派遣費精算内訳（第 4 号様式）
 - オ 宿泊証明書（第 5 号様式）
 - カ 国民体育大会服装費請求書及び領収書（第 6 号様式）
 - キ 運搬費領収書（第 7 号様式）
- (5) 競技団体は、精算書により返納額が生じた場合は、派遣費を返納するものとする。

7 派遣費の返還

派遣費支給対象者が派遣費を他の用途に使用したとき、その他虚偽の申出、不正な行為があつた場合は、派遣費の一部または全部の額に関し、本会が派遣費支給対象者に対して返還を請求するものとする。

なお、返還については「平成 29 年度総合選手強化対策事業費補助金交付要綱第 14、15 条」の例による。

8 派遣費に関する書類等の保存

競技団体は、派遣費に関する事項を明らかにする書類、帳簿等を備え付け、これらを平成 30 年 4 月 1 日から起算して 5 年間保管しなければならない。